

意見公募手続結果概要

(様式2)

平成31年 2月 日

担当部課

【案件名:なわて健康プランⅡ(中間報告)についての意見募集】

平成31年 1月15日～2月14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 1 名 (提出者の人数)

延べ 2 件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

「たばこ」について 1 件

「歯」について 1 件

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>P60～「5. たばこ」について</p> <p>市内の全面禁煙飲食店は21%で大阪府内平均の14%より高い。禁煙飲食店の割合は受動喫煙防止の重要な指標でもあり禁煙飲食店が増えるよう、市としても一層尽力してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模店や個人経営店に対する全面禁煙化についての改装費の助成制度の提案・喫煙者の禁煙治療費の助成制度の提案	<p>「(4)今後の方向性」でお示したとおり、市民に対しては、喫煙や受動喫煙による影響についての周知・啓発や禁煙への関心を高める啓発を行うとともに、平成30年12月に施行しました「四條畷市受動喫煙防止条例」に定める「受動喫煙防止宣言事業者認定証(仮称)」の登録事業者を積極的に開拓し、民間の事業者や飲食店に対しても受動喫煙対策を推進してまいります。</p>
<p>P53～「4. 歯」について</p> <ul style="list-style-type: none">・喫煙者や受動喫煙による歯科口腔や全身への影響を強調し、施策や啓発につなげてほしい	<p>P60～「5. たばこ」でお示したとおり、喫煙及び受動喫煙が与える影響について、歯周病を含めて肺がん以外の全身</p>

<p>い。</p> <p>・歯科口腔保健の観点からも、全面禁煙である「大阪府受動喫煙防止条例」の早期制定と市での周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>への影響は認知度が低くなっています。そのため、たばこの「(4)今後の方向性」でお示したとおり、市民に対しては、喫煙や受動喫煙による影響についての周知・啓発や禁煙への関心を高める啓発を行うとともに、平成30年12月に施行しました「四條畷市受動喫煙防止条例」と併せて、市民の健康づくりを推進し、未来を育む子どもたちの笑顔がはじけるまちをめざして、市を挙げて「住みたくなる・住み続けたくなる」まちの整備に取り組んでまいります。</p>